

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 土地改良事業計画の縦覧

土地改良区の定款変更認可

土地改良区役員の退任及び就任

道路の位置の指定

炭疽予防注射等の実施

定例県議会において議決となつた昭和二十九年
年度歳入歳出追加更正予算等

◇公告 当せん金附証券の発売について

昭和二十九年十一月九日鳥取県告示第五百五
十四号並びに第五百五十五号中訂正

告 示

鳥取県告示第五百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八
条第一項の規定により、北条砂丘土地改良区から新たな
土地改良事業を行うことについての認可の申請があつた
ので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行つた
結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦
覧に供する。

昭和二十九年十一月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

一 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和二十九年十一月二十日から十二月九日まで

三 縦覧の場所

東伯郡北条町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議が

あるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第一項の規定により、東伯郡三朝町大字西小鹿岩本春海外十九人の者から三朝町西尾土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和二十九年十一月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

一 縦覧に供すべき書類の名称

（一）土地改良事業計画書の写

（二）定款の写

二 縦覧の期間

昭和二十九年十一月二十から同年十二月九日まで

三 縦覧の場所
東伯郡三朝町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、カウモ井手土地改良区の定款変更について、昭和二十九年十一月十三日認可した。

昭和二十九年十一月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県告示第五百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項及び同法第四十八条第一項の規定により、宝木村

水尻土地改良区の定款変更並びに新たな土地改良事業を行うことについて、昭和二十九年十一月十三日認可した。

昭和二十九年十一月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県告示第五百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和二十九年十一月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

退任した役員の名及び住所

北条土地改良区

理事 沢住 辰藏 東伯郡大誠村大字原

山脇 実藏 倉吉市巖城

山本 廉男 小田

西谷 繁雄	古川 沢
木天 吉治	下古川
徳田 文之	井手 畑
伊東 義男	新田
東 春藏	中江
仲倉 吉藏	大塚
大島 広正	穴窪
生田 貢	東伯郡北条町大字江北
引田 武俊	
加藤 巖	
淀瀬 良藏	
齊尾 嘉久	大字国坂
山本 涼三	
馬淵 隆藏	
中江 豊	大字土下
野田 千賀雄	
田熊 善之助	大字米里
日置 吉太郎	大字島

矢木 稔	大字北尾	三谷 武	大字弓原	上田 哲男	大字下神	玉井 宇三	大字松神	谷本 正和	大字曲	谷口 孝市	大誠村大字瀬戸	完井 菊松	大字原	中村 喜一	大字東園	磯山 政由	大字西園	井中 正男	大字六尾	橋田 芳藏	北条町大字江北	中村 健藏	大誠村大字西園	磯江 善太郎	東伯郡北条町大字江北	磯江 善太郎	東伯郡北条町大字江北	理事	新開土地改良区
------	------	------	------	-------	------	-------	------	-------	-----	-------	---------	-------	-----	-------	------	-------	------	-------	------	-------	---------	-------	---------	--------	------------	--------	------------	----	---------

山下 峯藏	大字押口	門脇 金藏	大字福方	門脇 幸太郎	大字尾高	山本 涼三	大字土下	大鴨土地改良区	衣笠 義重	倉吉市鴨河内	栗原 義宗	福山	野儀 常雄	石塚	海地 正利	上古川	香川 節男	藏内	岸田 甚一	小鴨	長棟 清勝	中河原	森石 秀春	小原 喜与一	山本 由雄	北野	桑本 米藏	生田	増田 高德	岡田	遠藤 嘉一
-------	------	-------	------	--------	------	-------	------	---------	-------	--------	-------	----	-------	----	-------	-----	-------	----	-------	----	-------	-----	-------	--------	-------	----	-------	----	-------	----	-------

生原 茂郎	福守	小林 俊治	上古川	齊江 辰治	日野郡根雨町大字本郷	山田 清	日野郡根雨町大字本郷	川上 正一	日野郡根雨町大字本郷	松本 般夫	日野郡根雨町大字本郷	金川 良弘	日野郡根雨町大字本郷	山田 一郎	日野郡根雨町大字本郷	尾高井手土地改良区	理事	福永 貞雄	西伯郡大幡村大字上細見	石本 雅義	大字立岩	小沢 保太郎	大字吉定	勝部 熊市	大字遠藤	高橋 勇	大字石州府	船寄 辰雄	大字福万	藍田 知治	大字岸本
-------	----	-------	-----	-------	------------	------	------------	-------	------------	-------	------------	-------	------------	-------	------------	-----------	----	-------	-------------	-------	------	--------	------	-------	------	------	-------	-------	------	-------	------

就任した役員の名及び住所

井本 美重	大字押口	田守 増藏	大字福方	伊達 重政	大高村大字尾高	青木 恒	大幡村大字吉長	後藤 秀雄	大幡村大字吉長	理事	沢住 辰藏	東伯郡大誠村大字原	山本 廉男	倉吉市小田	生田 貢	東伯郡北条町大字江北	中江 豊	大字土下	山脇 実藏	倉吉市巖城	西谷 繁雄	古川 沢	木天 吉治	下古川	徳田 文之	井手畑	伊東 義男	新田	東 春藏	中江
-------	------	-------	------	-------	---------	------	---------	-------	---------	----	-------	-----------	-------	-------	------	------------	------	------	-------	-------	-------	------	-------	-----	-------	-----	-------	----	------	----

生田重之	大塚
神宮恒正	穴窪
引田武俊	東伯郡北条町大字江北
加藤巖	
澁瀬良藏	
齊尾嘉久	大字国坂
森本晴隆	
山本涼三	
野田千賀男	大字土下
田熊善之助	大字米里
日置吉太郎	大字島
矢木稔	大字北尾
河本肇	大字田井
三谷武	大字弓原
上田哲男	大字下神
奥谷正信	大字松神
谷本正和	大字曲
完井菊松	大誠村大字原

山崎詳雄	大字瀬戸
中村善一	大字東園
磯山政由	大字西園
井中正男	大字六尾
吉田啓藏	北条町大字下神
磯江長幸	倉吉市新田
磯江国男	東伯郡北条町大字江北
平田保太郎	大誠村大字瀬戸
山下峯藏	東伯郡北条町大字江北
磯江金藏	
門脇善太郎	
磯江善太郎	
山崎英雄	
米本英雄	
門脇幸太郎	
山本涼三	大字国坂
浜本武貴	大字江北

大鴨土地改良区

理事	衣笠義重	倉吉市鴨河内
栗原義宗	福山	
野儀久市	上古川	
香川節男	上古川	
熊谷久一	上古川	
岸田甚一	藏内	
長棟法勝	小鴨	
森石秀春	中河原	
中井良藏	北野	
山本信二	生田	
桑本林太郎	岡田	
増田高德	岡田	
西村源一	鴨内	
小林文藏	福守	
生田勝次	鴨内	
山根寛一	石塚	
中井憲一	中河原	

日野村本郷土地改良区

理事	生原茂郎	福守
菅田一雄	日野郡根雨町大字本郷	
山田博治		
松本隆信		
生田実		
松本雄治		
尾高井手土地改良区		
畑田重利	西伯郡大幡村大字上細見	
石本雅義	大字立岩	
小沢保太郎	大字吉定	
室昌一		
藍田知治	大字岸本	
井本美重	大字押口	
細田亮福	大字遠藤	
高橋勇	大字石州府	
加川幸雄	大字福万	
田守増藏		

伊達重政 大高村大字尾高
 青木恒 大幡村大字吉長
 監事 後藤秀雄

鳥取県告示第五百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条
 第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が
 退任及び就任した旨届出があつた。

昭和二十九年十一月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

退任した役員の名及び住所

大枝吉方土地改良区

理事 田中喜代藏 鳥取市吉方
 山本豊治
 小谷政市
 佐竹利男
 佐竹徳男

乙堰土地改良区

理事 上山忠如 岩美郡宇倍野村
 安藤光義 鳥取市大枝
 石上辰藏
 山田延市
 中村宗治
 小谷忠太郎 立川町五丁目
 中村熊太郎
 中村幾太郎
 野田信二
 岸本重治
 中西惣吉 岩倉

就任した役員の名及び住所
 大枝吉方土地改良区

理事 佐竹利男 鳥取市吉方
 田中喜代藏
 山本豊治
 小谷政市
 円城寺久太郎
 佐竹徳男
 竹内秀藏 富安
 奥村政春
 川島克巳
 稲田剛 大枝

吉方土地改良区

理事 古田耕治 面影
 小谷忠太郎 鳥取市立川町五丁目
 中村熊太郎 三丁目
 浦木庄平 五丁目
 小原喜代治
 中村幾太郎
 馬淵金治 卯垣
 小林義雄
 馬淵秋男
 岩城重藏 岩倉
 中居小次郎
 中西惣吉
 安藤光吉 大枝
 山田米造
 石上辰造
 中村宗治
 上山忠如 岩美郡宇倍野村

鳥取県告示第五百七十三号
建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）
第八条の規定により次のとおり道路の位置を指定した。

昭和二十九年十一月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

- 一 申請人の住所氏名
鳥取市東品治町六二番地
- 日丸自動車株式会社 米原 穰
- 一 指定場所
鳥取市東品治町六二番地 六三番地 六四番地
- 一 道路の延長
六七、二五米
- 一 道路の中員
五、四五米
- 一 図面
省略

鳥取県告示第五百七十四号

次のように炭疽予防注射、肝蛭検査、結核病検査を実施するので、家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第百六

十六号）第六条の規定により、馬、和牛及び乳牛の所有者に対して予防注射及び検査をうけることを命ずる。

昭和二十九年十一月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

- 一 実施の目的
炭疽、肝蛭、結核病の予防のため
- 二 実施区域
別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - 1 炭疽予防注射——牛、馬（但し分娩前後一箇月以内のものを除く）
 - 2 肝蛭検査——和牛（但し分娩前後一箇月以内のものを除く）
 - 3 結核病検査——乳牛（搾乳の用に供し又は供する目的で飼養している雌牛、並びにこれらと同一施設内で飼養している牛但し分娩前一箇月分娩後十日以内のものを除く）
- 四 実施期日
別表のとおり

五 注射検査の別及びその方法

- 1 炭疽予防注射 皮内注射
- 2 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
- 3 肝蛭検査 渡辺氏式虫卵検査及び小野氏式皮内反応検査

別表

炭疽予防注射日程	
実施月日	実施区域 実施場所
十一月二十二日	下中山村 同上
" 二十四日	旧安田村 旧成実村 "
" 二十五日	旧以西村 "
" 二十六日	旧赤碕町 "
実施月日	
実施区域	実施場所
十一月二十二日	上中山村 下中山村 同上
" 二十四日	旧安田村 旧成実村 "
" 二十五日	旧以西村 "
" 二十六日	旧赤碕町 "

乳牛の結核病検査日程

実施月日	実施区域	実施場所
十一月二十六日	旧下郷村、栄村、旧古布庄村	同上
" 二十七日	旧浦安町、旧八橋町、旧安田村	"
" 二十九日	灘手村、大誠村、由良町	"
" 三十日	旧北谷村、旧高城村、旧旭村	"
十二月 三日	旧小鴨村、旧上小鴨村、旧社村	"
" 六日	旧西郷村、旧上井町、旧上北条村、旧下北条村	"

鳥取県告示第五百七十五号

昭和二十九年十一月六日定例県議会の議決を経た昭和二十九年年度鳥取県歳入歳出追加更正予算及び、昭和二十九年年度特別会計果立学校実習費歳入歳出追加更正予算同用品調達事業費歳入歳出追加予算は、次のとおりである。

昭和二十九年十一月十九日

東京府立総合庁

東京府立総合庁 長 官

昭和29年度鳥取県歳入歳出追加更正予算

歳入

款 項 科 目 追加(更正)予算

1	普通税	18,282,000
3	公企業及び財産収入	1,300,000
1	財産収入	1,300,000
5	使用料及び手数料	2,694,000
1	使用料	1,230,000
2	手数料	1,464,000
6	国庫支出金	73,382,620
1	国庫負担金	25,795,000
2	国庫補助金	44,692,720
3	委託託金	2,894,900
7	寄附金	14,253,450

14,253,450

17,288,928

1,629,000

15,659,928

36,102,000

36,102,000

163,302,998

歳入合計

款 項 科 目 追加(更正)予算

10	雑収入	17,288,928
6	物品売払代金	1,629,000
11	雑収入	15,659,928
1	果債	36,102,000
1	果債	36,102,000
2	果債	159,900
3	警察防費	2,570,000
3	警察防費	624,000
4	警察行政費	1,946,000
4	土木費	75,530,000
1	道路橋梁費	12,060,000
2	河川費	8,090,000
5	都市計画費	20,380,000

00607

第2568号

昭和二十九年十一月十九日

款 項 科 目 追加(更正)予算

6	災害復旧費	40,000,000
5	教育費	10,385,260
1	教育委員会費	4,100,000
3	小学校費	1,800,000
4	中学校費	2,600,000
5	高等学校費	1,600,000
6	定時制高等学校費	608,000
8	盲ろうあ学校費	654,960
13	体育保健費	300,000
14	体育施設費	2,422,300
6	社会及び労働施設費	1,552,235
7	労働費	145,500
8	職業安定費	1,406,735
7	保健衛生費	2,095,000
1	保健衛生費	900,000
2	予防衛生費	1,195,000
8	産業経済費	57,363,083
1	農政費	8,965,238

款 項 科 目 追加(更正)予算

2	農業改良費	600,000
3	林業費	5,946,000
4	水産業費	11,351,630
5	畜産業費	523,965
6	畜産業費	897,200
7	商工業費	140,000
10	耕地地事業費	28,939,000
9	財産費	1,500,000
1	財産管理費	1,500,000
10	統計調査費	172,400
1	統計調査費	172,400
11	選挙費	8,500,000
3	知事及び県会議員選挙費	8,500,000
12	公債費	74,120
3	諸支出金	74,120
13	諸地方振興費	3,401,000
3	諸地方振興費	427,000

6	渉外費	1,000,000
8	雑支出	1,974,000
歳出合計		163,302,998
昭和29年度特別会計県立学校実習費歳入歳出追加更正予算		
歳入		
1	繰越金	344,892
2	前年度繰越金	344,892
3	雑収入	1,384,615
1	物品売却代	1,384,615
3	使用料及び手数料	62,000
1	使用料	62,000
歳入合計		1,791,007
歳入合計		1,791,007
歳出合計		1,791,007
県立学校実習費		
1	県立学校実習費	1,791,007

公 告

当せん金附証券の発売に關し当せん金附証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）第六条第二項の規定により次のとおり公告するから受託銀行は所定の日までに申請された。

昭和二十九年十一月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

- 1、名 称
第一回全国自治宝くじ
- 2、発売総額及び通数
全国都道府県及び五大市の共同発売総額三〇〇、〇〇〇、〇〇〇円の内本県分発売額九三万円
- 3、証券金額
一通 一〇〇円
- 4、発売期間
昭和二十九年十二月一日から
昭和二十九年十二月二十日まで

1	県立学校実習費	1,791,007
歳出合計		1,791,007
昭和29年度特別会計用品調達事業費歳入歳出追加予算		
歳入		
3	雑収入	3,485,000
1	雑収入	3,485,000
歳入合計		3,485,000
歳出		
1	用品調達事業費	3,485,000
1	用品調達事業費	3,485,000
歳出合計		3,485,000

- 5、当せん金の総額
発売総額三〇〇、〇〇〇、〇〇〇円に対し三三、三七六、〇〇〇円
- 6、売さばき及び当せん金支払手数料
売さばき手数料、発売総額三〇〇、〇〇〇、〇〇〇円に対し二七、〇〇〇、〇〇〇円
当せん金支払手数料発売総額三〇〇、〇〇〇、〇〇〇円に対し一、〇六七、三七六円
- 7、その他発売経費
発売総額三〇〇、〇〇〇、〇〇〇円に対し二、五〇〇、〇〇〇円
- 8、受託申請期間
昭和二十九年十一月十九日から
昭和二十九年十一月二十二日まで

